

# 公益社団法人 砥粒加工学会賞論文賞 規程

## 第1条（総則）

本学会に砥粒加工学会賞論文賞（以下、論文賞という）を設ける。

2 論文賞は、砥粒加工学会誌の過去1年間に掲載された論文を対象とし、内容が優秀と認められるものに対して、先端的な加工およびその関連分野に関する学術を奨励し、先端的な加工の発展を促進することを目的として贈賞する。

3 贈賞は原則として2件以内とする。ただし、該当する論文がない場合には当該年度の贈賞は行わない。

4 審査の結果、砥粒加工学会賞熊谷賞（以下、熊谷賞という）と重複受賞となってもこれを認める。

## 第2条（審査委員会）

贈賞委員会の下に論文賞を審査する砥粒加工学会賞論文賞審査委員会（以下、審査委員会という）を設ける。審査委員会には委員長1名、幹事1名、当該幹事を含む委員10名以上をおく。

2 委員長は理事会の議決により会長が委嘱する。特別な事情がない場合は、公的機関から選出された部会長がこれにあたる。

3 幹事は審査委員の中から委員長が指名する。特別な事情がない場合は、校閲担当理事がこれにあたる。

4 委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。特別な事情がない場合は、理事、校閲委員、その他の適任者とする。ただし、1機関1名を原則とし、熊谷賞審査委員との兼任は認めない。また、監事は審査委員になれない。

5 審査は、選考対象者と直接の利害関係にない委員により実施する。

6 審査委員長は委員会を主宰し、12月までの理事会に審査結果を報告し、承認を得る。

## 第3条（審査基準）

以下の5項目とし、中でも独創性・新規性ならびに工学的寄与に重点を置くものとする。

- (1) 独創性・新規性
- (2) 工学的寄与
- (3) 工業的寄与
- (4) 将来性・発展性・波及効果
- (5) 努力度

## 第4条（表彰）

贈賞は、毎年通常総会において行うことを原則とする。

2 表彰は、賞状及び記念盾を受賞者全員に贈る。

## 第5条（規程の改廃）

この規程を改定または廃止する場合は、贈賞委員会の議を経て理事会の承認を得なければ

ならない。

付 則

- (1) 平成22年2月12日 理事会にて制定／準用開始
- (2) 平成22年9月1日 公益社団法人設立登記日から施行
- (3) 平成27年7月31日 理事会承認
- (4) 平成30年7月26日 理事会承認
- (5) 平成30年12月7日 理事会承認
- (6) 令和2年5月1日 理事会承認
- (7) 令和2年7月10日 理事会承認
- (8) 令和2年10月30日 理事会承認